

有機農業産地づくり支援

第1 事業の目的

有機農業の面的拡大を図るために、地域における有機農業産地づくり方針と産地の将来像を定め、その実現に向けた取組を支援することで、有機農業の産地づくりを推進する。

第2 事業の内容

上記の目的を達成するために必要な取り組みに要する経費に対して支援を実施する。

なお、対象経費や要件、補助率等は有機農業推進事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）別表のとおりとする。

また、事業の実施に当たっては、次の取り組みを必須とする。

- (1) 有機農業産地づくり方針と産地の将来像（以下「方針等」という。）の策定
事業実施主体は、方針等を策定するための検討会を開催するものとする。
なお、方針等の策定に当たっては、県の普及組織の参画を必須とする。

第3 事業実施主体

事業実施主体は別表の事業区分「3. 有機農業産地づくり支援」に定める要件を満たす者に限る。

なお、本事業の実施手続き等を行うことのできる事業実施主体は県内の農業者等に限る。

第4 事業の実施等手続き

本事業の実施手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、交付要綱第3に基づき、交付申請書（様式第1号）に、事業実施計画書（別記3様式第1号）及び方針等（別記3様式第2号）を添付し、住所地の市町村長に提出するものとする。
ただし、事業実施主体が農業協同組合の場合にあつては、知事に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、事業実施主体から事業実施計画書の提出があつたときには、これを審査し、事業実施主体が、別表で定める要件をすべて満たしていることを確認した上で、適当と認めたとときは、隠岐支庁・農林水産振興センター（以下「センター等」という。）を経由して知事に提出するものとする。
- (3) 事業実施主体は、補助金交付要綱第4に基づき重要な変更を行おうとするときには、(1)及び(2)に準じて行い、その承認申請は、変更承認申請書（様式第3号）に事業実施変更計画書（別記3様式第1号）及び方針等（別記3様式第2号）を添付して行うものとする。
- (4) 市町村長又は農業協同組合が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、交付要綱第5に基づき、概算払請求書（様式第4号）をセンター等を経由して知事に提出するものとする。
- (5) 市町村長は、事業が完了したときは要綱第6に基づき、完了報告（様式第5号）をセンター等を経由して知事に提出し、速やかに検査を受けなければならない。
なお、事業実施主体が農業協同組合の場合にあつては、完了報告（様式第5号）を知事に提出し、速やかに検査を受けなければならない。
また、部分完了を行う場合は、部分完了報告（様式第5号）によりセンター等を経由（農業協同組合を除く）して知事に報告し、速やかに中間検査を受けなければならない。

第5 事業の報告

本事業を実施した事業実施主体が行う報告については、以下により行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、交付要綱第7に基づき、実施実績報告書（別記3様式第4号）に事業実績報告書（別記3様式第2号）を添付して、事業の実施手続きを行った市町村長に提出するものとする。
ただし、事業実施主体が農業協同組合の場合にあつては、知事に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、交付要綱第7に基づき、実績報告書（様式第6号）に事業実績報告書（別記3様式第1号）を添付して、センター等を経由して知事に提出するものとする。

第6 事業達成状況報告

本事業を実施した事業実施主体が行う事業達成状況報告については、以下により行うものとする。

(1) 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から、別表の事業区分3の(1)にあつては3年間、別表の事業区分3の(2)にあつては5年間、事業達成状況報告書(別記3様式第3号)を、毎年4月末日までに市町村長に提出するものとする。

ただし、事業実施主体が農業協同組合の場合にあつては、知事に提出するものとする。

(2) 市町村長は、(1)により提出された事業達成状況報告書を、毎年5月末日までにセンター等を経由して知事に提出するものとする。

第7 補助金の返還

本事業を実施した事業実施主体のうち、事業を実施した翌々年度までに有機JAS認証を取得しなかった場合は、補助金の全額を返還するものとする。

ただし、病気や災害等のやむを得ない事由により達成が困難と認められる場合は、この限りではない。

第8 事業の実施期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とする。